平成２５年度

教育委員会事務点検評価結果報告書

**平成２５年１１月**

**桜川市教育委員会**

目　　　　次

１　趣　旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　点検及び評価の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

３　点検及び評価の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１.２

４　点検及び評価の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

５　施策別点検及び評価対象事務事業一覧表・・・・・・・・・・・・・　４

平成２５年度事務事業マネジメントシート（平成２４年度実績評価）

学校教育課　　　　　　　　　Ｎ０．１～Ｎ０．２

生涯学習課　　　　　　　　　Ｎ０．１～Ｎ０．２

文化財課　　　　　　　　　　Ｎ０．１～Ｎ０．２

スポーツ振興課　　　　　　　Ｎ０．１～Ｎ０．２

６　平成２５年度教育委員会事務点検評価表一覧表・・・・・・・・EXファイル

　　　（２４年度実績：点検評価委員評価）

７　平成２４年度教育委員会事務点検評価対象事業一覧表　・・・・・・５.６

８　平成２４年度教育委員会事務点検評価後の対応について　・・・・・

EXファイル

**１　趣　旨**

教育基本法の改正や中央教育審議会の答申を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実等を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成１９年６月に公布され、平成２０年４月１日から施行されました。

この改正に伴い、教育委員会は、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行状況の

点検及び評価」を行いその結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

このことから、桜川市教育委員会は、市民の皆様方への説明責任を果たし、開かれた教育行政を推進するとともに、効果的な教育行政の一層の推進を図るため、教育委員会の権限に属する施策や主要事務事業の取組状況について、「点検及び評価」を実施し、その結果を報告（公表）するものです。

**２　点検及び評価の対象**

　本市の市政運営の方針である「桜川市第１次総合計画基本構想・後期基本計画」に定める教育に関する基本政策と施策に係る平成２４年度に実施した主要な事務事業８事業を対象として点検及び評価を行いました。その内訳は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 課　名　等 | 主要事務事業の数 |
| 学校教育課 | ２事業 |
| 生涯学習課 | ２事業 |
| 文化財課 | ２事業 |
| スポーツ振興課 | ２事業 |
| 合　　計 | ８事業 |

**３　点検及び評価の方法**

（１）「桜川市行政評価システム」を活用し、『桜川市第１次総合計画』に定める教育に関する基本政策と施策、主要事務事業について目的の妥当性、有効性、効率性及び公平性の４つの観点から点検及び評価を実施いたしました。

●事務事業評価の視点

　事務事業評価は、単にコスト低下を図ったりスクラップ（廃止）する事業を選ぶ

ためのものではありません。事業結果を振り返ることにより、成果を上げる方策や

そのためのやり方の改善策を検討し、まちづくりの問題解決のために、より効果的

な事業へと向上させるものです。

　事務事業評価は、次の４つの視点・１０項目についての評価と、改革・改善策の

検討を行いました。

視点１：目的の妥当性評価

1. 政策体系との結びつき

・この事務事業の目的は市の政策体系に結びついているか。

・意図していることが上位施策に結びついているか。

1. 公共関与の妥当性

・市が行う役割や守備範囲の事業であるか。

・税金を投入して達成する目的の事業であるか。

1. 「対象」の見直し余地

・対象の設定は妥当であるか。

・拡大したり、逆に絞り込んだりする余地はあるか。

1. 「意図」の見直し余地

・意図の設定は現状で適切であるか。

・拡大したり、逆に絞り込んだりする余地はあるか。

視点２：有効性評価

1. 成果の向上余地

・事業の成果を向上させる余地はあるか。

・向上できないときは何が原因であるか。

1. 廃止・休止の成果への影響

・事務事業を廃止、休止したときの影響はあるか。

1. 類似事業との統廃合・連携

・類似の目的や形態を持つ事務事業は他にないか。

・類似事業との統廃合や連携の余地はあるか。

視点３：効率性評価

1. 事業費の削減余地

・成果を下げずに事業費を削減する方法はあるか。

1. 人件費の削減余地

・成果を下げずに職員の所要時間を削減できるか。

・成果を下げずにより低賃金の人間で遂行できるか。

視点４：公平性評価

1. 受益者負担・受益機会の適正化余地

・受益者の費用負担や受益機会に適正化の余地はあるか。

（２）点検評価に当たっては、平成２４年度の主な成果と課題を分析し、今後の対

応について方向を示しました。

（３）桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項に基づき、教育委員会が「桜

川市教育委員会事務点検評価委員」３名を委嘱し、様々なご意見や助言をいた

だきました。

**４．点検及び評価の活用**

　教育委員会事務の点検及び評価の結果を踏まえ、次年度以降の事務事業の運営に

反映させます。

**５．平成２５年度教育委員会事務点検評価対象事業一覧表**

【主要事務事業２４年度実績】

政策：豊かな心と生き甲斐を育む教育・文化環境づくり

【学校教育課】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 学校教育の充実 | 学校給食費未納徴収業務 | 30112778 |
| ２ | 学校教育の充実 | 自転車用ヘルメット購入補助事業 | 30112779 |

【生涯学習課】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 生涯学習・芸術文化活動の推進 | ブックスタート事業 | 30213213 |
| ２ | 生涯学習・芸術文化活動の推進 | 雨引の里と彫刻展補助金事業 | 30213262 |

【文化財課】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 文化財の保存・活用 | 伝統的建造物群保存地区保存事業 | 30513310 |
| ２ | 文化財の保存・活用 | 歴史的風致形成建造物修理事業 | 30513317 |

【スポーツ振興課】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 生涯スポーツ活動の振興 | 総合型地域スポーツクラブ育成事業 | 30413414 |
| ２ | 生涯スポーツ活動の振興 | 岩瀬体育館管理運営事業 | 30423417 |

**平成２４年度評価対象事務事業一覧表**

【主要事務事業２３年度実績】

政策：豊かな心と生き甲斐を育む教育・文化環境づくり

【学校教育課】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 学校教育の充実 | 新入学児童ランドセル配付事業 |  |
| ２ | 学校教育の充実 | 適応指導教室事業 |  |
| ３ | 学校教育の充実 | 学校活性化事業 |  |

【生涯学習課】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 生涯学習・芸術文化活動の推進 | 指定教育学級開設助成事業 |  |
| ２ | 青少年の健全育成 | 青少年育成問題協議会運営事業 |  |

【文化財課】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 文化財の保存・活用 | 国指定史跡真壁城跡保存整備事業 |  |
| ２ | 文化財の保存・活用 | 伝統的建造物群保存地区保存事業 |  |
| ３ | 文化財の保存・活用 | 旧真壁郵便局耐震補強事業 |  |

【スポーツ振興課】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 生涯スポーツ活動の振興 | 桜川市スキー教室事業 |  |
| ２ | 生涯スポーツ活動の振興 | 総合型地域スポーツクラブ育成事業 |  |
| ３ | 生涯スポーツ活動の振興 | 真壁農業者トレーニングセンター管理運営事業 |  |
| ４ | 生涯スポーツ活動の振興 | 総合運動公園管理運営事業 |  |

【北・南学校給食センター】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 学校教育の充実 | 北学校給食センター運営事業 |  |
| ２ | 学校教育の充実 | 南学校給食センター運営事業 |  |
| ３ | 学校教育の充実 | 南学校給食センター施設維持管理事業 |  |
| ４ | 学校教育の充実 | 南学校給食センター調理用原材料購入事業 |  |

【やまと・坂戸・まかべ幼稚園】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ｎ０ | 施 策 名 | 事務事業名 | 摘　　要 |
| １ | 学校教育の充実 | 坂戸幼稚園運営事業 |  |
| ２ | 学校教育の充実 | やまと幼稚園運営事業 |  |
| ３ | 学校教育の充実 | まかべ幼稚園バス運転委託事業 |  |
| ４ | 学校教育の充実 | まかべ幼稚園運営事業 |  |

**参　考　資　料**

【参考資料】

○桜川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針・・・・２

○桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項・・・・・・・・・・・・・・４

○桜川市教育委員会事務点検評価委員会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・５

○桜川市教育委員会事務点検評価の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

○桜川市教育委員会事務の点検及び評価の実施経過・・・・・・・・・・・・・７

○関係法令抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

桜川市教育委員会事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方針

本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条の規定に基づき、桜川市教育委員会が行う事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施方法等について定めるものである。

１　趣旨

教育基本法の改正や中央教育審議会の答申を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実等を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」平成19年6月27日に公布され、平成20年4月1日から施行されました。

この改正に伴い、教育委員会は、毎年、「教育に関する事務の管理及び執行状況の

点検及び評価」を行いその結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。

このことから、桜川市教育委員会は、その権限に属する施策や主要事務事業の取組状況について、学識経験を有する者の知見の活用を図り点検及び評価を行い、課題や今後の事業の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、議会への報告書の提出や公表することにより、市民への説明責任を果たし、開かれた教育行政を推進する。

２　点検及び評価の対象

　桜川市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、教育に関する施策、主要事務事業及び新規事務事業を対象として点検及び評価を行う。

３　点検及び評価の方法

「桜川市行政評価システム」を活用するものとし、『桜川市第１次総合計画』に定める教育に関する基本政策と施策、主要事務事業及び新規事業について目的の妥当性、有効性、効率性及び公平性の４つの観点から点検及び評価を実施した内部評価（１次評価・２次評価）の結果をとりまとめ、その事務事業マネジメントシートにより、学識経験者の知見を活用して点検及び評価（外部評価）を行う。

また、教育委員会事務点検及び評価は毎年１回実施する。

４　外部評価

桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項に基づき「桜川市教育委員会事務点検評価委員」３名を委嘱する。

５　評価結果の活用

　　教育委員会事務の点検及び評価の結果を踏まえ、次年度以降の事務事業の運営に反映させる。

６　点検及び評価結果の議会報告・公表

（１）教育委員会は「桜川市教育委員会事務点検評価委員会」から提出された点検及び結果に関する報告書を審議した後、桜川市議会に提出する。

（２）市民への説明責任を果たし、開かれた教育行政を運営するため、点検及び評価の結果は、桜川市行政評価システムの中で、市ホームページで公表する。

　桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項

（設置）

第１条　この訓令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２７条第１項に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、桜川市教育委員会事務点検評価委員会（以下「点検評価委員会」という。）を設置する。

（任務）

第２条　点検評価委員会は、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを教育委員会に提出する。

（組織）

第３条　点検評価委員会は、法第２７条第２項の規定により、教育に関し学識経験を有する者の中から桜川市教育委員会が委嘱し、３名以内をもって構成する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　点検評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員が互選する。

３　委員長は、点検評価委員会を代表し、会務を統括する。

４　副委員長は委員長を補佐し、委員長が事故ある時は、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集し、その議長となる。

（意見の聴取）

第７条　委員会は、第２条に規定する任務において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第８条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

（その他）

第９条　この要項に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

桜川市教育委員会事務点検評価委員会委員名簿

（平成２５年２月現在：敬称略）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 氏　　名 | 摘　　要 |
| 委員長 | 成　田　　恒夫 | 大和地区 |
| 副委員長 | 植　木　　誠 | 真壁地区 |
| 委　　員 | 野　村　和　夫 | 岩瀬地区 |

桜川市教育委員会事務点検評価委員会委員設置概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　称 | 桜川市教育委員会事務点検評価委員会委員 |
| 設置年月日 | 平成２１年２月１０日 |
| 設置根拠法令等 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律桜川市教育委員会事務点検評価委員会設置要項 |
| 任　　務 | １．教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行うこと。２．点検及び評価に関する報告書を作成し、教育委員会に提出すること。 |
| 委員構成 | ３名（岩瀬地区、大和地区、真壁地区各１名） |
| 委員任期 | ２年 |
| 担当課 | 桜川市教育委員会　学校教育課℡：0296－55－1198 FAX：0296－20－7522 |

**桜川市教育委員会事務点検評価の流れ**

**【行政改革推進室】**

|  |
| --- |
| 桜川市行政評価システムに基づき事務事業マネジメントシート作成依頼 |

**【全庁の担当課】**

|  |
| --- |
| 原則的に全ての施策、事務事業についてマネジメントシート作成 |

**【点検評価】（内部評価）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 施策評価 | 事務事業評価 |
| １次評価 | 主管課長、関係課長による評価 | 担当係長、担当課長による評価 |
| ２次評価 | 施策成果の水準から見た貢献度評価、重点課題から見た優先度評価（全庁政策会議） | 全庁的視点から評価（担当部長が２次評価） |

**【教育委員会】**

【教育委員会部局担当課】

教育委員会の権限に属する主要事務事業の抽出

【点検評価委員会】

教育委員会事務点検評価委員の外部評価実施

教育委員会事務点検評価結果報告書を作成・教育委員会に提出

【教育委員会】

点検評価結果の報告

・議会に結果報告書を提出

・市民への公表

点検評価結果の活用

・次年度以降の事務事業の運営に反映

平成２５年度

桜川市教育委員会事務点検評価に係る事務事業実施経過

|  |  |
| --- | --- |
| 月　　　日 | 内　　　　　　　　　　容 |
| 平成２５年　7月１８日 | 第１回桜川市教育委員会事務点検評価委員会・教育委員会事務の点検及び評価に係る主要事務事業（平成　23年度実績評価）の指摘事項経過報告・教育委員会事務の点検及び評価に係る主要事務事業（平成24年度実績評価）の抽出 |
| 平成２５年　８月　５日 | 第２回桜川市教育委員会事務点検評価委員会・各課等の主要事務事業マネジメントシート（平成24年度実績評価）の概要説明・教育委員会事務点検マネジメントシート（平成24年度実績評価）による外部点検評価実施 |
| 平成２５年　９月２５日 | 第３回桜川市教育委員会事務点検評価委員・教育委員会事務点検評価委員による外部評価まとめ・教育委員会事務点検評価委員の各所属長への外部評価講評 |
| 平成２５年１０月　２日 | 教育委員会定例会への報告・桜川市教育委員会事務点検評価結果報告書・議会への提出について議決 |
| 平成２５年１１月２９日 | 教育委員会から桜川市議会に「教育委員会事務点検評価結果報告書」の提出 |

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（昭和３１年法律第１６２号）

　　　　　　　　　　　　一部改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成２０年４月１日施行

（事務の委任等）

第２６条　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

（１）～（４）省略

（５）次条の規定による点検及び評価に関すること。

（６）省略

３　教育長は、第１項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第１項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第２７条　教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第１項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第３項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

２　教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする